

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	保育所における保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、保育所における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和5年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	保育所に入所する児童の家庭状況などを把握し、保育料の賦課・徴収を行う。 ①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)
③システムの名称	保育認定システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第8項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条(第7号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 第13項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 子ども福祉課
②所属長の役職名	子ども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部 子ども福祉課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 子ども福祉課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条(第7号)	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携②法令上の 根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第13項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 第13項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3	事後	内容の見直し
平成29年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署②所 属長	子ども福祉課長 西村 規利	子ども福祉課 駒井 勝男	事後	人事異動
平成29年12月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月9日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点変更
平成29年12月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月9日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点変更
平成31年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署②所 属長の役職名	子ども福祉課長 駒井 勝男	子ども福祉課長	事後	人事異動
平成31年3月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点変更
平成31年3月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点変更
平成31年3月15日	IVリスク対策1～9	項目なし	IVリスク対策1～9への記載	事後	項目追加
令和2年3月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和3年3月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	保健福祉部 子ども福祉課 (茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	保健福祉部 子ども福祉課(茨城県結城市中央町二丁目3番地)0296-32-1111	事後	内容変更
令和3年3月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 折扱いに関する問合せ	保健福祉部 子ども福祉課 (茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	保健福祉部 子ども福祉課(茨城県結城市中央町二丁目3番地)0296-32-1111	事後	内容変更
令和3年3月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日 時点	令和3年3月3日 時点	事後	時点変更
令和3年3月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日 時点	令和3年3月3日 時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 第13項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 第13項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日			評価書中の「カンマ」の記載を「句点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事後	時点変更
令和4年3月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事後	時点変更
令和5年3月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子検索機能	事後	項目追加
令和5年3月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事後	時点変更
令和5年3月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事後	時点変更